



<道路災害復旧工事にかかる年度分けの考え方>

- ・下水道等の埋設管工事に係らない箇所では、主に令和6～7年度にかけて工事を実施する
- ・下水道等の埋設管工事に係る箇所や被害路線沿線の方々との調整が必要な箇所は、施工手順や工程の都合により、令和7年度の後半～令和8年度に実施する

※なお、当該図面は現時点での計画であり、地元調整の内容や工事の進捗状況などに応じて変更することがあります。

<凡例> 発注年度別	
—	R6年度
—	R7年度（上期）
—	R7年度（下期）
—	R8年度